

## 東近江行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和47年4月15日  
中部地域消防組合条例第20号

改正 昭和58年3月10日 条例第1号  
平成3年3月1日 条例第5号  
平成3年6月28日 条例第11号  
平成6年3月14日 条例第11号  
平成10年3月12日 条例第1号  
平成11年3月11日 条例第2号  
平成17年3月10日 条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び東近江行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第19号)の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(特殊勤務手当の種類)

**第2条** 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御手当
- (2) 救助出動手当
- (3) 救急出動手当
- (4) 火災原因調査手当
- (5) 隔日勤務手当
- (6) 救急救命士手当

(平17条例2・一部改正)

(特殊勤務手当の額)

**第3条** 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる範囲で規則で定める額とする。

- (1) 月額で定めるものにあつては、6,000円以内
- (2) 日額で定めるものにあつては、500円以内
- (3) その他の単位をもって定めるものにあつては、1,000円以内

(特殊勤務手当の支給方法)

**第4条** 特殊勤務手当は、月の1日から末日までの期間について、その月の全額を翌月の給料の支給日に支給する。

- 2 特殊勤務手当が月額で定められているものについて、その勤務した日数が月のうち16日に満たないときは、給料の日割計算の例により支給額を決定するものとする。  
(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

**付 則**（昭和58年3月10日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

**付 則**（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成3年6月28日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

**付 則**（平成6年3月14日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**付 則**（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**付 則**（平成11年3月11日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**付 則**（平成17年3月10日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。